

住宅用家屋証明の申請に必要な添付書類

令和7年12月

登記	建物	居住状況	添付書類
保存・移転登記	新築	本人が建築確認申請を行ったもの	入居済み (1)建築確認済証又は検査済証 (2)登記事項証明書(写)、又は登記申請書(写)と登記完了証(写)のセット (3)住民票
			入居予定 (1)建築確認済証又は検査済証 (2)登記事項証明書(写)、又は登記申請書(写)と登記完了証(写)のセット (3)住民票 (4)申立書(原本を提出していただきます。) (5)現在居住している家屋の状況・処分を証明する書類
	未使用	建売住宅・新築マンション	入居済み (1)建築確認済証又は検査済証 (2)登記事項証明書(写)、又は登記申請書(写)と登記完了証(写)のセット (3)住民票 (4)売買契約書 (5)未使用証明書
			入居予定 (1)建築確認済証又は検査済証 (2)登記事項証明書(写)、又は登記申請書(写)と登記完了証(写)のセット (3)住民票 (4)売買契約書 (5)未使用証明書 (6)申立書(原本を提出していただきます。) (7)現在居住している家屋の状況・処分を証明する書類
移転登記	既存住宅	※昭和56年12月31日以前に建築された家屋は耐震基準適合証明書が必要	入居済み (1)登記事項証明書 (2)売買契約書又は売渡証書 (3)住民票 (4)未使用住宅の場合は未使用証明書
			入居予定 (1)登記事項証明書 (2)売買契約書又は売渡証書 (3)住民票 (4)未使用の場合は未使用証明書 (5)申立書(原本を提出していただきます。) (6)現在居住している家屋の状況・処分等を証明する書類
抵当権設定	保存登記、移転登記欄に同じ		融資を受けることがわかる書類 (例:金銭消費貸借契約書) ただし、売買契約書にローン条項など融資に関する事項が明記されている場合は、上記の書類は不要です。

- ※ インターネットで取得した登記事項証明書(写)については、10ヶタの照会番号(取得後100日以内のもの)と照会年月日を合わせて提示いただき登記情報が確認できた場合は可とします。
- ※ 特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合は、上記添付書類に加えて、認定通知書(写)を添付してください。
- ※ 家屋取得の日が登記事項証明書等、上記に記載のあるものによらない場合は、その他日付がわかる書類の提出を求める場合があります。